

静岡市報

No. 75

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日・随時

目次

規 則

- 静岡市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・2
- 静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・3
- 静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会部会設置規則・・・・・・・・・・14
- 静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・15
- 静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・16

静岡市規則第83号

静岡市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年7月16日

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防局消防職員委員会に関する規則（平成15年静岡市規則第249号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催する」を「1回以上開催するものとする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第84号

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年7月16日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年静岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「政令第213号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第3条第1項中「府令」の次に「第1条の4の2第1項、」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「様式第1号」を「様式第1号の2」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1）法第10条の9第1項に掲げる妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定の申請書 妊婦給付認定申請書（様式第1号）

第3条第2項中「様式第3号の2）に」の次に「、法第10条の9第2項の規定による妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定は、妊婦給付認定通知書（様式第3号の3）に」を加え、同条第3項中「様式第4号）に」の次に「、法第10条の9第1項の規定による妊婦のための支援給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知は、妊婦給付認定申請却下通知書（様式第4号の2）に」を加える。

第9条中「様式第13号の2）に」の次に「、政令第1条の2の規定による妊婦給付認定の取消しの通知は妊婦給付認定取消通知書（様式第13号の3）に」を加える。

第22条を第24条とし、第21条の次に次の2条を加える。

（妊婦のための支援給付に係る胎児の数の届出）

第22条 府令第1条の4の3に定める届出は、胎児の数の届出書（様式第37号）によるものとする。

（妊婦支援給付金の支給に関する事項の通知）

第23条 府令第1条の4の5に定める妊婦支援給付金の額の決定を行ったときの通知は、妊婦支援給付金支払通知書（様式第38号）によるものとする。

様式第1号を様式第1号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第3号の2の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第4号の1の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第13号の2の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第36号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第85号

静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会部会設置規則をここに制定する。

令和7年7月23日

静岡市長 難波 喬 司

静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会部会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第8条第1項の規定に基づき、静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会（以下「委員会」という。）の部会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 委員会の所掌事務について、必要な調査、研究等を行うため、委員会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項を所掌させる。

- (1) 空間デザイン検討部会 静岡駅南口駅前広場の空間の機能性、快適性等に配慮したデザインに関すること。
- (2) エリアマネジメント検討部会 静岡駅南口駅前広場のエリアマネジメントに関すること。
- 2 前項各号に掲げる部会は、委員会の委員及び臨時委員のうちから委員会の委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、委員会の委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集する。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

静岡市規則第86号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年7月23日

静岡市長 難波喬司

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則（平成15年静岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

様式第5号（裏）中「介護予防・生活支援サービス事業」を「サービス・活動事業（第1号事業）」に改める。

様式第29号（裏）中「80万円」を「80万9,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市介護保険条例等施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市介護保険条例等施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第87号

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年8月5日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成15年静岡市規則第259号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。